

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を
改正する政令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 239 号。以下「改正政令」という。）が本日公布されたところであるが、改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正政令の趣旨

改正政令は、後期高齢者医療制度の円滑な運営等のため、後期高齢者医療の保険料の特別徴収の対象とならない被保険者の範囲を拡大する等をするものであること。

第二 改正政令の内容

第 1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（第 1 条関係）

- 一 市町村が行う事務として、新たに後期高齢者医療制度に関する広報（広域連合の区域の全部を対象とするものを除く。）及び当該市町村に申出があった後期高齢者医療制度に関する相談に応じる事務を規定すること。
- 二 次の 1 又は 2 のいずれかに該当する被保険者であって、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる市町村が認めるものについて特別徴収の対象としないこと。
 - 1 自己の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であって、国民健康保険法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険税の納付の実績が相当程度あるもの
 - 2 その属する世帯の世帯主又は配偶者の一方の口座からの振替の方法により保険

料を納付する旨を申し出た被保険者であって、当該申出のあった月の属する年の前年（当該申出のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額が180万円未満であるもの

三 その他地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第2 国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部改正（第2条及び第3条関係）

国民健康保険法施行令及び地方税法施行令について、第1の二の1の改正に準じた改正等を行うこと。

第3 その他地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。（第4条関係）

第三 施行期日

改正政令は、公布の日から施行し、地方税法の改正に伴う改正部分については、平成20年4月1日から適用すること。